

6. 受益者負担金に関するQ&A



公共污水ます等を設置済みの一つの土地を何人かで共有している場合は、誰が受益者となりますか？



共有されている人全員が受益者となります。共有者の中から代表の方を決めていただき、申告していただきます。その代表の方に納入通知書を送付します。



受益者負担金を支払っている期間中に受益者が変わった場合はどうすればよいのですか？



売買等により受益者に変更があった場合は、新旧受益者による下水道事業受益者変更届を提出していただきます。**届出日以降の納期分からは新しい受益者に納めていただきます。**



受益者の申告をしない場合はどうなりますか？



町があらかじめ通知したとおり間違いないものとし、当該土地の所有者へ下水道事業受益者負担金決定通知書を送付しますので、その人が負担義務を負うことになります。



家の前の道路に下水道管が埋設されることとなり、町から公共污水ます等設置工事の要請がありました。これを拒否した場合受益者負担金はどうなりますか？



下水道が整備された区域の宅地等で、当該土地に建築物を有する、若しくは建築物を有する予定がある土地には、**公共污水ます等を設置する、しないにかかわらず、受益者負担金は賦課されます。**また、公共污水ます等の設置を拒否した場合、後日設置する時の工事費は個人負担となりますのでご注意ください。



公共污水ます等の設置を拒否しても受益者負担金が賦課されるのはどうしてですか？



お住まいの地域が公共下水道の供用区域となった場合、下水道に接続していない方についても、下水道が未整備の区域とは異なり、いつでも下水道への接続が可能となることにより、その土地は快適性・安全性・利便性などの面で下水道整備による受益が発生しています。

なお、この取り扱いについては、過去に「下水道の利用の有無に関わらず受益は発生している」との判例があります。



下水道施設の修繕や更新が必要となった時に、再度受益者負担金を徴収されることはありますか？



受益者負担金は賦課対象となった土地に対して一回に限り賦課させていただくものです。施設の修繕や更新が必要になっても追徴することはありません。